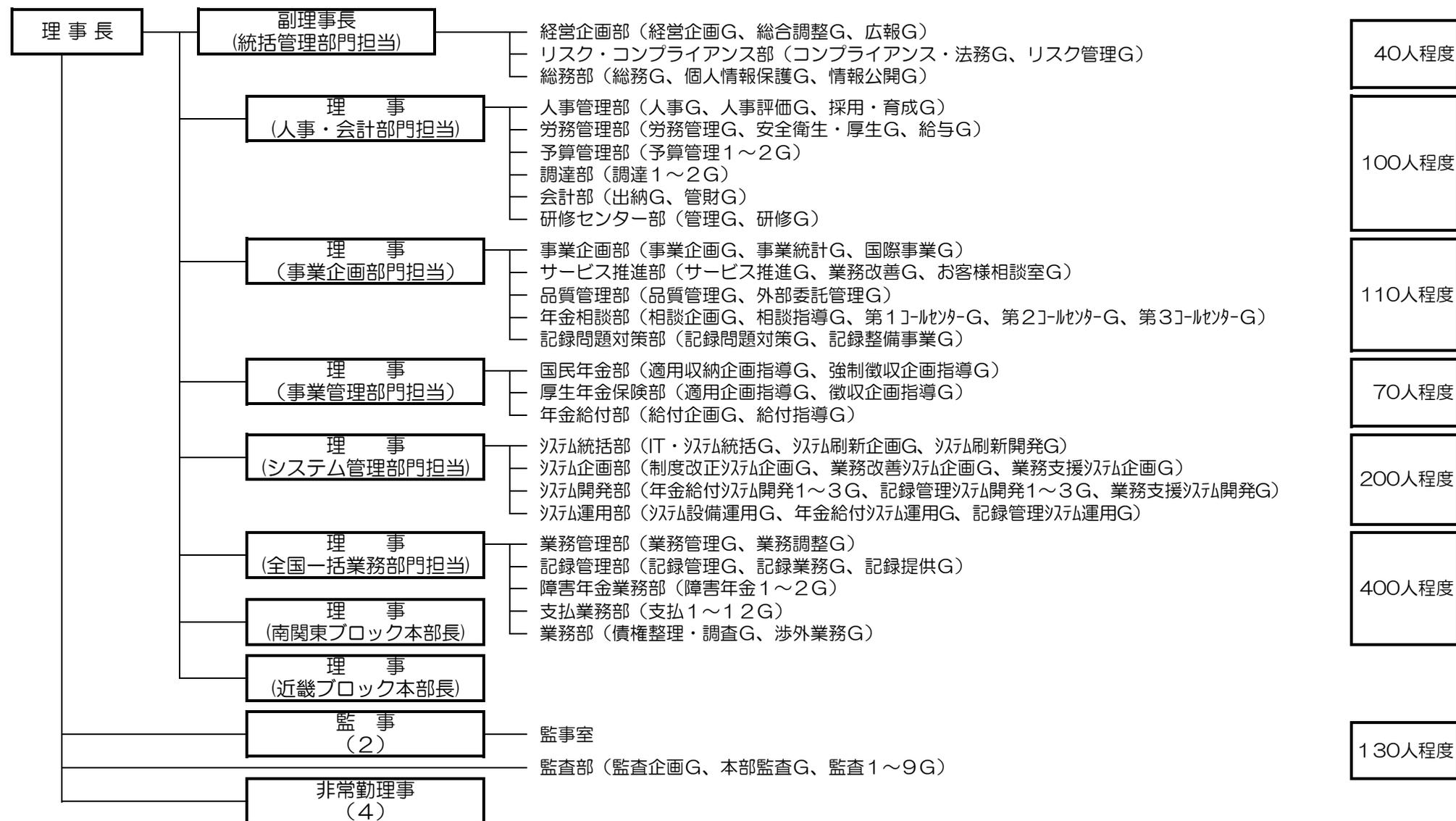


# 4. 組織の骨格及び人員構成案

## ① 機構本部の内部組織

※ ( ) 内「G」はグループ

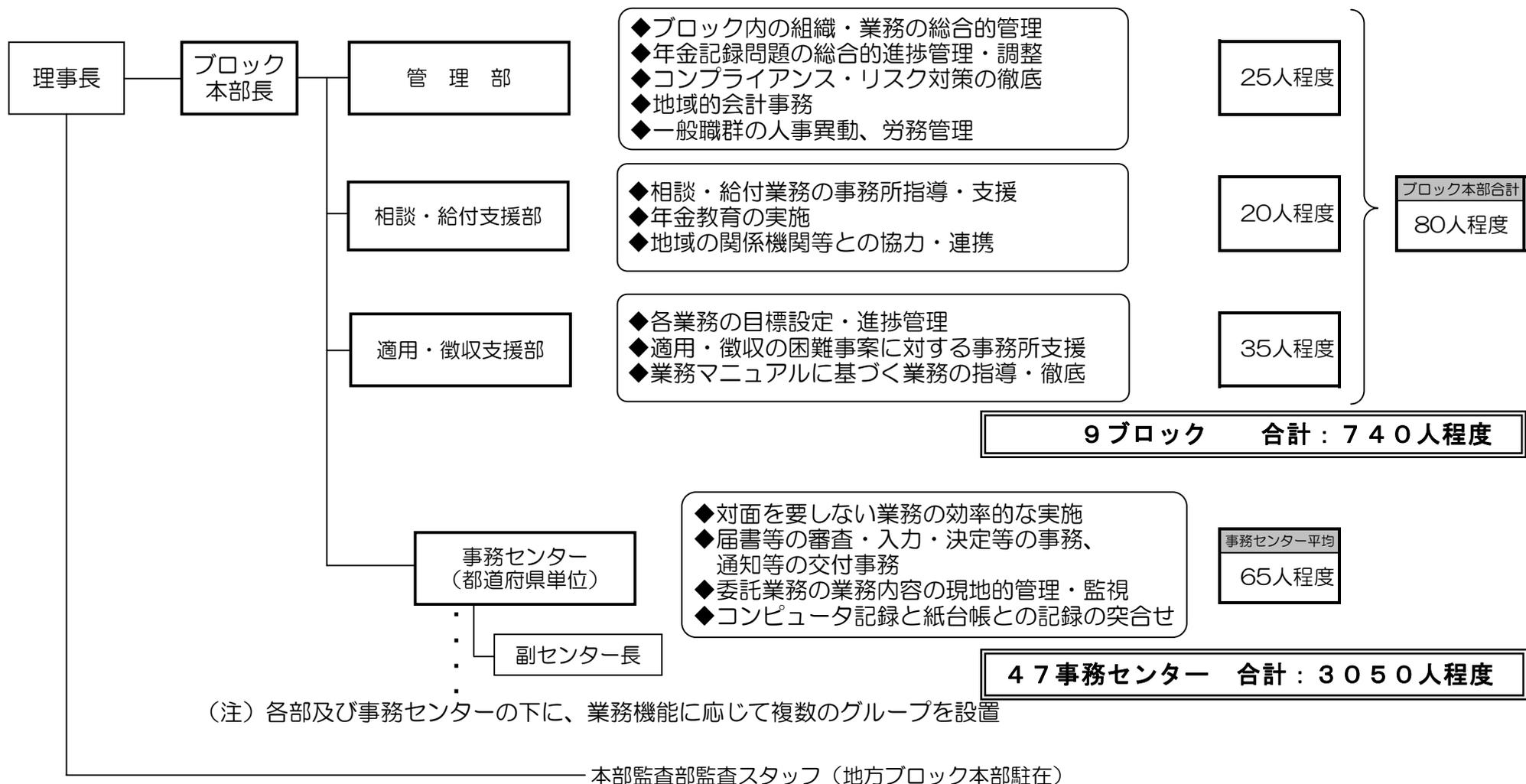


<b>理事長、副理事長、常勤理事 (7)、監事 (2)</b>	<b>28部・室 91グループ</b>	<b>合計：1060人程度</b>
---------------------------------	---------------------	-------------------

(注) 人員構成には、正規職員に加えて地域限定期限付職員 (仮称) (機構設立後の人員削減計画を踏まえ、あらかじめ社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する職員) を含む。

## ②地方ブロック本部（標準的なブロック本部）の内部組織

※部の編成は、ブロック本部の規模により相違する。



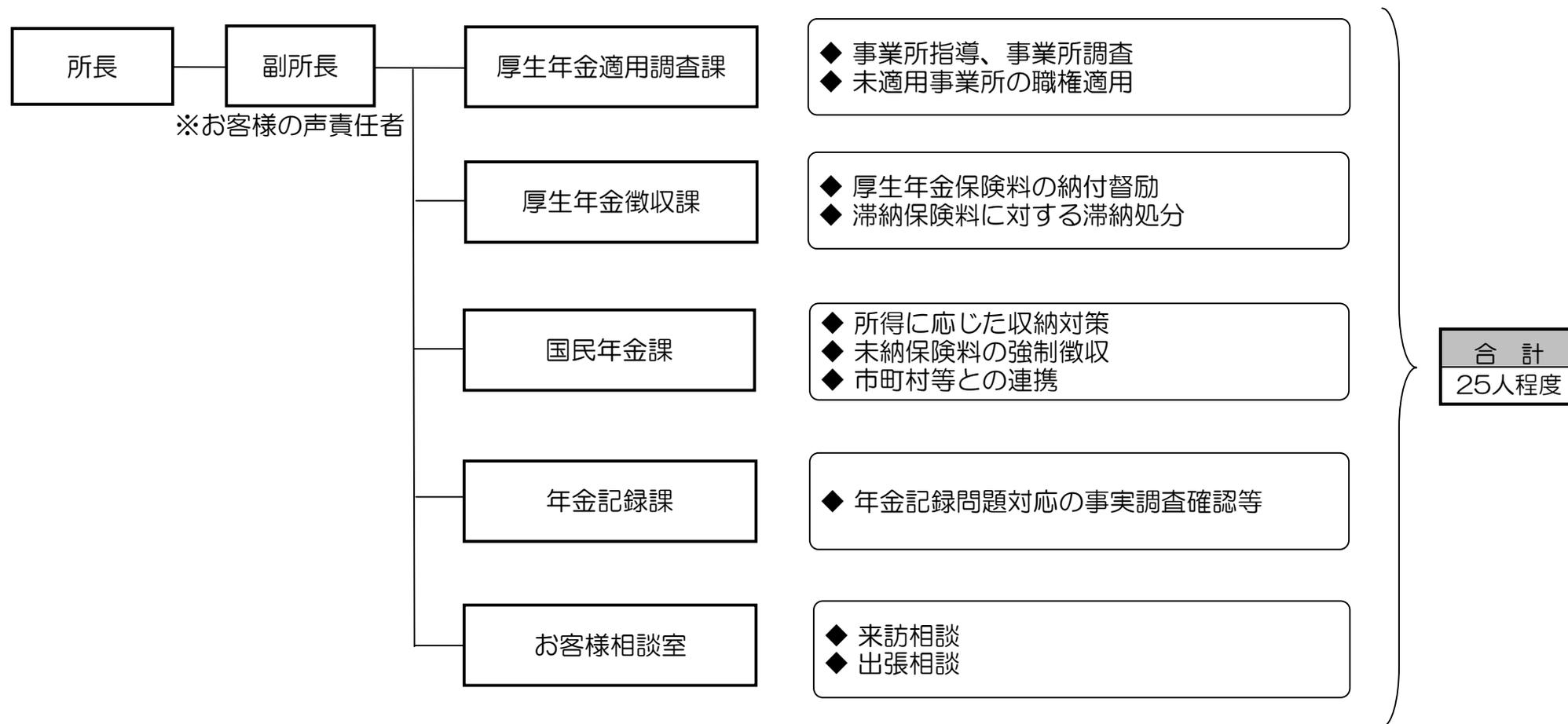
○地方ブロック本部の配置案（管下の事業規模や地域性等を勘案して、9カ所の地方ブロック本部を配置）

※（ ）内は管轄区域。アンダーラインの都道府県はブロック本部の所在地を示す。

- ①北海道ブロック本部（北海道）、②東北ブロック本部（宮城、青森、岩手、秋田、山形、福島）、③北関東・信越ブロック本部（埼玉、茨城、栃木、群馬、新潟、長野）
- ④南関東ブロック本部（東京、千葉、神奈川、山梨）、⑤中部ブロック本部（愛知、富山、石川、岐阜、静岡、三重）
- ⑥近畿ブロック本部（大阪、福井、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山）、⑦中国ブロック本部（広島、鳥取、島根、岡山、山口）
- ⑧四国ブロック本部（香川、徳島、愛媛、高知）、⑨九州ブロック本部（福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄）

○機構設立時における事務センターは、都道府県単位に47ヶ所設置するが、その後の刷新システムの稼働後2年以内に順次ブロック単位に集約する予定。

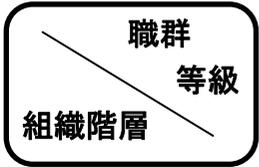
### ③年金事務所（標準的な年金事務所）の内部組織



※ 「年金記録課」の課長については、副所長が兼務する。

**312年金事務所 合計：7430人程度**

# 5. 各組織階層における役職員の構成案



役員

経営幹部 職群

マネージャー 職群

一般職 職群

本部

1,060人程度

理事長  
副理事長  
理事  
監事

11人

部長

28人

グループ長

スタッフ職

250人程度

主任職

一般職

770人程度

ブロック本部

740人程度

事務センター

3,050人程度

理事長  
副理事長  
理事  
監事

11人

ブロック本部長

7人

部長

25人

グループ長

事務センター長・副センター長

スタッフ職

510人程度

主任職

一般職

3,250人程度

年金事務所

7,430人程度

《合計》

○役員・経営幹部職群	70人程度	(0.6%)
○マネージャー職群	2,650人程度	(21.6%)
○一般職群	9,560人程度	(77.8%)
計	12,280人程度	(100.0%)

所長・副所長

課・室長

スタッフ職

1,890人程度

主任職

一般職

5,540人程度

※ 人員数には、正規職員に加えて地域限定期限付職員(仮称)(機構設立後の人員削減計画を踏まえ、あらかじめ社会保険庁の常勤職員を有期雇用化する職員(1,400人))を含む。

## 6. 機構組織のあり方

【日本年金機構法（抜粋）：平成19年7月6日 法律第109号】

（事務所）

第四条 機構は、主たる事務所を東京都に置く。

2 機構は必要な地に従たる事務所を置き、その管轄する区域について、機構の業務を分掌させるものとする。

（年金事務所）

第二十九条 機構は、従たる事務所の業務の一部を分掌させるため、被保険者、事業主及び受給権者の利便の確保に配慮しつつ、必要な地に年金事務所を置くものとする。

【日本年金機構の当面の業務運営に関する基本計画（抜粋）：平成20年7月29日閣議決定】

3. 本部、ブロック本部、年金事務所等のあり方

- ・地域ブロック単位のブロック本部については、三層構造問題の解決、本部によるガバナンスの強化を図るワンステップとして設置するが、その組織体制はできる限りスリムな必要最小限のものとする。
- ・また、年金事務所への必要な権限委譲を進めることなどを通じて、ブロック本部そのものの必要性を含めた見直しについて、機構の理事長の判断によって適時適切な検討が加えられるものとする。

### ○三層構造問題の解決

三層構造問題の背景となった、地方事務官制度に由来する都道府県単位人事（都道府県単位意識・閉鎖的組織体質）を解決するため、特に人事のあり方について、次の方策を検討、実施。

- ・正規職員は、本部一括採用とし、一定期間の初任研修実施後、全国の年金事務所などの現場に配属。
- ・マネージャー職群及び経営幹部職群（M1～G3）の人事は、本部で実施。
- ・一般職群（S1～C2）の人事は、原則としてブロック本部で実施し、幹部養成のキャリアパターンに沿って、本部、ブロック本部の管理業務と年金事務所等の現場業務を通じて、広域異動を実施。

※上記の外、有期雇用職員の採用、人事はブロック本部で実施。

### ○本部によるガバナンスの強化

本部の管理部門や企画部門を拡充し、ガバナンス機能の強化を図り、本部、ブロック本部、年金事務所等を通じて内部統制のとれた組織体制を構築。ブロック本部は、本部の指示を年金事務所に徹底させるとともに、事務所業務を後方支援。

### ○ブロック本部の組織体制はできる限りスリムな必要最小限

本部で処理することが効率的・効果的な、業務企画機能、内部監査機能、給与・旅費等の支払機能、調達・契約機能などをできる限り本部集約するとともに、現場管理・支援機能や地域密着性の求められる業務に重点化することにより、ブロック本部の組織体制は、機能性を重視したスリムなものとする。